相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県南牟婁郡御浜町大字阿田和四五四六番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　奥村　直人

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年九月二十七日
名古屋市中村区名駅三―二三―六　第二千福ビル七階
相続財産管理人　弁護士　浦田　昭

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市右京区西院乾町六一番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　喜多澤友子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年九月二十七日
京都市中京区烏丸通二条上る蒔絵屋町二八〇番地マニュライフプレイス京都ビル四階
京都第一法律事務所
相続財産管理人　弁護士　大島　麻子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県岩国市車町一丁目九八番地、最後の住所山口県岩国市南岩国町五丁目三三番三四号　被相続人　亡　吉永　光夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年九月二十七日
山口県岩国市玖珂町五八〇三番地二
相続財産管理人　福田　建己

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛媛県四国中央市川之江町一四二六番地、最後の住所高松市林町九四二番地一三
被相続人　亡　西原　聡

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年九月二十七日
高松市丸の内五番一六号間島ビル一階
相続財産管理人　伊藤　雅啓

無縁墳墓等改葬公告

適正な墓地管理運営の為無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日迄にお申し出のない場合は無縁仏として改葬することとなりますのでご承知下さい。

平成二十三年九月二十七日
一、墳墓等所在地　東京都台東区谷中一丁目七番三六号
一、墳墓等の名称　延壽寺墓地内
石井家、中野目家、菊屋家、遠山家、倉田家、横田家、大塚家、小林家、北沢家、重松家、高橋家、原田家、高橋家、森田家、湯川寄子、永井家、浅原家、渡辺家、椎名家、今井家、古島家、國田家、高田家、鴨下家、中嶋家、鈴木家、関谷家、中川家、渓家、梅垣家、八木家、中田家、川辺家、米津家、橋本家、村松家、東條家、山本家、木村家、川合家、渡辺家、高橋家、好井家、高田家、その他不詳八基
一、死亡者の本籍及び氏名　不詳
一、改葬を行おうとする者　東京都台東区谷中一丁目七番三六号　宗教法人延壽寺　代表役員
竹内　煌雲

無縁墳墓等改葬公告

藤沢市村岡東二丁目土地区画整理事業のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十三年九月二十七日
一、墳墓等所在地　神奈川県藤沢市村岡東二丁目二六六番地一の一部
一、墳墓等の名称　不詳
一、死亡者の本籍及び氏名　本籍不詳　小島半四郎
一、改葬を行おうとする者　神奈川県藤沢市高谷一四番一号　藤沢市村岡東二丁目土地区画整理組合　理事長　沼上　晃

無縁墳墓等改葬公告

無縁墳墓等を含め整理改葬することになりましたので、墓地使用者（祭祀継承者）並びにこれら墓所に埋葬されている死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。

なお、期日までにお申し出がない場合は無縁墳墓として改葬することになりますのでご承知ください。

平成二十三年九月二十七日
一、墳墓等所在地　佐賀県佐賀市蓮池町大字蓮池一八八番地～一九〇番地
一、墳墓等の名称　真教寺墓地
一、死亡者の本籍及び氏名　不詳
一、改葬を行おうとする者　佐賀県佐賀市蓮池町大字蓮池一八八番地　宗教法人　真教寺　住職
熊谷　誠司

登録包括信用購入あっせん業者営業保証金取戻し公告

割賦販売法第三十五条の二第一項前段及び許可割賦販売業者等の営業保証金等に関する規則第十九条第三項の規定により次のとおり公告します。

一、当該登録包括信用購入あっせん業者であった者の名称及び代表者の氏名並びに主たる営業所、その他の営業所の名称及び所在地
①　名称　株式会社みつわ会
②　代表者の氏名　代表取締役　西野　高廣
③　主たる営業所の名称及び所在地　本社　大分県別府市西野口町一番一号青山通りビル二階（旧所在地　大分県別府市元町一番二五号）
④　その他の営業所の名称及び住所　日出営業所　大分県速見郡日出町堀三〇六九番地、杵築営業所　大分県杵築市北浜七三九―一、宇佐営業所　大分県宇佐市四日市轟、中津営業所　大分県中津市豊田町三丁目一―一三、大分営業所　大分県大分市中央町二丁目八番一二号

二、当該登録包括信用購入あっせん業者であった者の登録の年月日及び登録消除の年月日
登録の年月日　昭和五十三年十一月十四日
登録消除の年月日　平成二十一年一月三十一日

三、当該登録包括信用購入あっせん業者であった者の営業保証金の額
営業保証金の額　三十五万円

四、前号の営業保証金につき割賦販売法第三十五条の三において準用する同法第二十一条第一項の規定による権利を有する者は、本公告掲載の翌日から六箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに住所及び氏名又は名称を記載した申出書三通を九州経済産業局長に提出してください。

五、前号の申出書の提出がないときは、第三号の営業保証金等は取戻されます。

平成二十三年九月二十七日
大分県別府市西野口町一番一号青山通りビル二階
株式会社みつわ会
代表取締役　西野　高廣

信託事務終了公告

今般左記社債に関する信託事務を終了致しましたので、担保付社債信託法第五十八条に基づき公告致します。

平成二十三年九月二十七日
松沢功芸株式会社第二回物上担保附社債
総計算書

	総額（円）	支払額（円）	未払額
元金	一五〇、〇〇〇、〇〇〇	一五〇、〇〇〇、〇〇〇	〇
利金	一二、五九九、九八五	一二、五九九、九八五	〇
計	一六二、五九九、九八五	一六二、五九九、九八五	〇

受託会社　尼崎信用金庫